

令和4年度事業計画

当協会は、定款に定めた事業目的である、社会保険の被保険者及び被扶養者の福利を増進するための事業を行うとともに、社会保険制度の普及発展及び社会保険事業の円滑な運営に寄与するため、次の事業を実施します。

なお、今年度の事業計画並びに収支予算につきましては、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の第4波～第6波に及ぶ長期的な感染症対策による影響、特に令和3年12月末以降からオミクロン株の猛威により、第6波では過去に例を見ないスピードでの感染爆発が全国各地において現在も継続しています。

一方では、全国で3月からワクチン接種がスタートすることによる収束への期待感があることから、社会経済活動の継続や日常生活での自粛要請内容も緩和されることが推測されますが、当協会の事業運営につきましては、引き続き基本的な感染防止対策の徹底を図りながら、本格的な「ポストコロナ」社会の到来を見据えたうえ、次の事業を検討して実施します。

1 理事会及び評議員会並びに支部事業運営委員会の開催

(1) 理事会

令和3年度 事業報告及び決算等の審議(5月)

令和5年度 事業計画及び予算等の審議(3月)

その他、必要に応じ随時開催する。

(2) 評議員会

令和3年度 事業報告及び決算等の審議(定時6月)

その他、必要に応じ随時開催する。

(3) 支部事業運営委員会

令和4年度 事業中間報告

令和5年度 事業計画骨子の策定に係る審議(11月)

なお、今年度の理事会・評議員会及び支部事業運営委員会は、感染症の全国並びに県内における収束状況や自粛要請内容を考慮し、各開催時期前における現状を踏まえたうえ、会長並びに支部長との事前協議により開催の可否を決定します。

2 社会保険制度の普及宣伝事業

(1) 機関紙「社会保険えひめ」の作成と配付

年4回発行し、全会員事業所へ配付します。

(2) 社会保険事務講習会の開催

5月～6月に県内5会場(12回)で開催します。

(3) 社会保険事務担当者基礎講座の開催

松山市、大洲市及び八幡浜市において、全会員事業所の事務担当者を対象として、松山市で8月～11月(毎月2回)、大洲市及び八幡浜市で9月に開催します。

講座内容は、「労働保険関係」「働き方改革関係」「健康推進関係」等、専門講師を招いて開催します。

但し、(2)(3)については、会員事業所の事務担当者等を対象とする。

なお、今年度は県内における感染状況を考慮し、感染防止対策が徹底できる募集定員とします。

(4) 社会保険関係出版物(社会保険の事務手続等)の配付

「令和4年度版 社会保険の事務手続」を5月に全会員事業所に配付する。

(5) ホームページに機関紙を掲載

機関紙「社会保険えひめ」を発行月に掲載する等、社会保険制度等の周知に努めて参ります。

3 被保険者等の健康の保持増進事業

今年度は、全国的なワクチン接種による収束状況や開催時期における現状を踏まえ、事業規模及び事業内容の見直し、開催場所の変更(体育館から屋外へ)等、今後も引き続き感染防止対策の徹底が図れる事業内容を検討し実施します。

また、健康づくり講習会及びDVDの申込・貸出件数の増加を図るため、「社会保険えひめ」において、紙面の工夫による広報を実施します。

(1) 健康ウォークの開催(3会場:新居浜支部・今治支部・宇和島支部)

(2) ボウリング大会の開催(松山東・西支部)

(3) 健康セミナーの開催(新居浜支部)

(4) 健康づくり講習会への講師派遣(保健体育専門家等の無料派遣)

(5) 健康づくりDVDの無料貸出

※上記(4)(5)については、機関紙「社会保険えひめ」に記事を掲載し、年間を通じた利用促進を図ります。

4 愛媛社会保険委員会連合会への協力事業

(1) 月刊誌「社会保険」の配付

愛媛社会保険委員会連合会各委員会に加入している事業所に毎月配付します。

(2) 愛媛社会保険委員会連合会の事業への協力

社会保険協会との共催による各種事業(健康ウォーク、ボウリング大会、健康セミナー)への積極的な支援・協力を行います。

5 会員の互助事業等に関する取り組み

今年度は、全国的なワクチン接種による収束状況や開催時期における状況を踏まえ、感染防止対策の徹底を図りながら、会員事業所の健康と安全が確保できる事業内容を検討し実施します。

また、新たな会員の互助事業を検討します。

(1) 脳ドック検診費用の一部助成

○検査費用の内1件当たり3,000円の一部助成を行います。

定員は、100名(昨年度 80名)とします。

■案内時期: 令和4年6月、9月、12月

(「社会保険えひめ」にて随時広報を実施)

■実施期間: 令和4年4月1日～令和5年1月31日

■申込要件: 保険診療は助成対象外

■申込人数: 1事業所5名まで

※会員事業所の健康意識が高まってきており、申込件数も年々増加傾向であることから、今年度は助成定員をアップします。

(2) プール施設利用の一部助成

○イヨテツスポーツセンタープール(松山市三町)の利用者に対する一部助成について、実施時期の状況を考慮して実施します。

■案内時期: 令和4年5月

■案内方法: 事業案内チラシ「会員事業所の皆様へお知らせ」、
機関紙「社会保険えひめ」及び協会HPにおいて案内

■実施時期: 令和4年7月～8月

(3) 施設利用に係る入場料等の一部助成

○愛媛新聞社等主催の夏季イベント入場者に対する一部助成について、実施時期の状況を考慮して実施します。

■案内時期: 令和4年6月

■案内方法: 事業案内チラシ「会員事業所の皆様へお知らせ」
機関紙「社会保険えひめ」及び協会HPにおいて案内

■実施時期： 令和4年8月

※上記(2)(3)事業については、感染症の影響に大きく左右されることから、予算計上していない。

(4) 愛媛県総合科学博物館・愛媛県歴史文化博物館の特別展観覧料の一部助成

○両施設の入館者に対する観覧料の一部助成について、実施時期の状況を考慮して実施します。

■案内時期： 令和4年6月

■案内方法：事業案内チラシ「会員事業所の皆様へお知らせ」

機関紙「社会保険えひめ」及び協会HPにおいて案内

■実施時期： 令和4年8月

※両施設については、県関連施設であり感染症防止対策が徹底されることから、予算計上しています。

(5) 県内温浴施設に係る入浴料の一部助成

○会員事業所の減少の歯止め及び新規会員の獲得のため、共通入浴料割引券の発行について、前年度の実施結果を踏まえてモデル事業として実施します。

【令和3年度実施内容(参考)】

実施期間：令和4年1月5日～3月31日

温浴施設：17施設

割引助成額：200円

申込事業所：234事業所

交付枚数：634シート（1シート3枚綴り）

利用実績：期間未経過のため不明

(6) 新たな互助事業のモデル実施

○マンネリ化している事業を見直し、会員事業所の減少の歯止め及び新規会員の獲得のため、既存の事業に加え各地域(団体含む)等で利用できる割引券等の発行について、関係団体との事前協議を踏まえモデル事業として検討します。

① プール利用施設の追加

② 愛媛オレンジバイキングス観戦チケットの一部助成

③ 各種団体主催イベント等を活用した一部助成

※1 各関係団体等の年間計画を確認、協議内容により可否を判断する。

※2 モデル実施結果及び予算執行状況により継続可能と判断した場合事業計画の中で新規事業とし予算計上する。

(7) 家庭用常備薬の斡旋

○被保険者並びにその家族への福利厚生事業の一環として、協会会員事業所価格での家庭用常備薬の斡旋を行います。

■案内時期： 令和4年9月と令和5年3月

■案内方法： 業者作成チラシによる

「社会保険えひめ9月号・3月号」に同封

6 会員の拡大等に関する取組み

代表年金事務所(松山東)へ年4回(7月・10月・1月・3月)情報開示請求し、加入勧奨対象事業所(新規適用事業所)への加入勧奨及び各講習会や講座出席者に対する未加入事業所への加入促進の要請、未納会員事業所へは事業案内チラシ、会費規程を同封するなど、新規会員の獲得と未納会員事業所の解消を図っていきます。

(1) 社会保険の新規適用事業所への加入勧奨

○文書勧奨だけでなく、他県協会の実施状況も参考にしながら、新規会員獲得のための加入勧奨方法を検討して実施します。

○「社会保険事務講習会」「社会保険事務担当者基礎講座」の出席者を通して、当協会の事業目的及び事業内容を紹介のうえ、未加入事業者に対する積極的な加入促進について協力要請を実施する。

(2) 未納会員事業所に対する納付促進対策の実施

○文書勧奨だけでなく、他県協会の実施状況も参考にしながら、未納会員事業所への納付勧奨方法を検討して実施します。

○4月の納付書発送に併せて会費規程を同封し、会費額、納付期日の周知徹底を行い、納付意識の醸成を図りながら納付促進を行います。